令和８年度　桑名市立成徳中学校部活動指導方針

令和８年４月１日
桑名市立成徳中学校

１、部活動に関する基本的な考え方

（１）部活動の意義

○生涯にわたってスポーツや文化に親しむ能力や態度を育て、体力の向上や健康の増進、文化的素養向上を図る。

○異年齢集団による活動を通して、生徒の自主性や協調性、責任感、連帯感などを育成する。

（２）部活動の位置づけ≪中学校学習指導要領（平成 29 年 3 月）施行より抜粋

> 第１章　総則　第５　学校運営上の留意事項
> １（ウ）生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

（３）本校の教育目標

教育目標【たくましく人間性豊かな生徒の育成】

目指す生徒像【差別を見抜く生徒・差別を許さない生徒・ともに差別を乗り越える生徒】

（４）部活動目標・活動方針

スポーツや文化に親しみ、自己の能力の伸張を図る。

体力の向上や健康の増進、文化的素養の充実を図る。

挨拶や礼儀を重んじながら、安心・安全にも留意し、自他の生命を尊重できるなかまづくりに努める

（５）部の活動と運営について

・部活動に関わる教員（部活動指導員）、生徒、保護者、外部指導者（地域スポーツ団体）は、部活動指導方針を理解し、適切な活動を行う。
・部活動の方針を保護者に提示し、理解を得るとともに、年間計画や月予定を作成し、保護者に配布する。
・部活動連絡に関しては、テトルを活用する。緊急時の連絡先については、各部活動において、迅速な対応ができるような体制をとれるように努める。
・部活動の経費については、各部の予算の範囲内において、運営の工夫に努めるようにする。その上で、保護者に負担を求める場合は目的や使途等を示し、理解を得て徴収し、会計報告を適切におこなう。
・熱中症対策等を講じながら、活動をおこなう。
・顧問、指導者の指導力を向上させるため、計画的な研修をおこなう。
・地域スポーツ団体によって、休日の部活動がおこなわれる場合においても平日と同様、本部活動指導方針に基づいた活動をおこなう。

２、具体的な指導について

（１）本年度設置する部活動について

運動部：硬式テニス部男女、バスケットボール部男女、柔道部男女、卓球部（募集停止）、
バレーボール部女

文化部：吹奏楽部男女、文化部男女

（２）顧問について

○原則全教員がいずれかの顧問を担当する。校長が認めた部活動指導員についても顧問と同様の指導ができる。校長が認めた部活動エキスパートについては、顧問のもと、技術指導のサポートができる。

○外部指導者については、学校長の許可及び職員会議での承認を得る。ただし、顧問のもとでの、技術指導とする。

○**中体連に関わる**大会の引率については、全教職員で協力して対応する。

（３）活動について

○指導者は安全に十分配慮し、生徒の発達段階や健康状態に応じて無理のない計画、練習時間を適切に定める。

○１週間のうち２日以上の休養日を設ける（土日のどちらかを休養日とする）。

※ただし、日曜日に中体連・中吹連の大会がある場合、その前日も活動可能な日とする。（協会の大会についても上記同様の扱いとするが、子どもの負担や健康面を十分考慮する。）

○練習時間について、**平日は２時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は３時間程度**とする。**ただし、令和８年９月以降、休日の部活動はおこなわない。**

○大会への参加、練習試合や対外試合等は、その他の教育活動や生徒の健康等に配慮し、無理なく計画する。

○活動時間は、下記の時刻までとする。（学校の休業日の活動時間も準じる）

１６：４５　部活動終了　１７：００　完全下校
11月、1月　１６：３０　部活終了　１６：４５　完全下校
12月　１６：１５　部活終了　１６：３０　完全下校

○令和８年度４月より、早朝の活動はおこなわない。

○月曜日と職員会議等がおこなわれるときは、活動を原則おこなわない。

○長期休業中の活動については、学校閉鎖日、土日は原則活動しない。

○定期テスト期間は、１週間前からテスト終了までの間は活動を原則として行わない。但し、大会などでテスト期間中に活動をする必要がある場合は、人数・時間・内容について精選した上で提案し、全職員了承のもと、活動を認める場合がある。

（４）入部と退部および転部

○入部については任意制とする。「希望者」は一つの部活動に入部できる。

○入部については、部活動説明会、部活動見学、仮入部期間、入部届の提出等、定められた手続きをとる。

○退部・転部については、当該生徒やその保護者と十分な話し合いをもち、関係者すべての者が納得した上で書類（退部届・転部届）の手続きをとる。

（５）その他

現在、休日の部活動については、過渡期を迎えており、今後、国や県、市の方向性を踏まえ、方針の見直しを図っていく。